社会福祉法人上島町社会福祉協議会
上島町社協居宅介護事業所運営規程

（平成18年10月1日
規程番号7-1）

（事業の目的）
第１条　社会福祉法人上島町社会福祉協議会が設置する上島町社協居宅介護事業所（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービスの居宅介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、居宅介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者及び障がい児の意思及び人格を尊重し、利用者及び障がい児の立場に立った適切な指定居宅介護の提供を確保することを目的とする。
（運営の方針）
第２条　事業所は、利用者及び障がい児が居宅において日常生活を営むことができるよう、利用者及び障がい児の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事等の介護及び調理、洗濯及び掃除等の家事、並びにこれらに付随する生活等に関する相談等を適切に行うものとする。
２　事業の実施に当たっては、利用者の必要な時に必要な指定居宅介護の提供ができるよう努めるものとする。
３　事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
４　前３項のほか、障害者総合支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第53号）その他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。
（事業所の名称等）
第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
（１）名称　　上島町社協居宅介護事業所
（２）所在地　　愛媛県越智郡上島町生名2133番地3
（上島町生名デイサービスセンター）
（職員の職種、員数及び職務の内容）
第４条　事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

（１）　管理者　　１名
職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている居宅介護の実施に関し、事業所の職員に対し、遵守させるため必要な指揮命令を行う。
（２）サービス提供責任者　　２名以上
居宅介護計画を作成し、利用者、障がい児及びその同居の家族にその内容を説明するほか、事業所に対する居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。
（３）従業者　　３名以上
居宅介護計画に基づき居宅介護を提供する。

（営業日及び営業時間）
第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
（１）営業日　月曜日から金曜日までとする。
ただし、国民の祝日、１２月２９日から１月３日までは除く。
（２）営業時間　午前８時３０分から午後５時３０分までとする。
（３）サービス提供日　月曜日から金曜日までとする。
（４）サービス提供時間　午前８時３０分から午後５時３０分までとする。
（５）上記の営業日、営業時間のほか、電話等により２４時間常時連絡が可能な体制とする。
（障害福祉サービスの内容）
第６条　事業所で行う障害福祉サービスの内容は、次のとおりとする。
（１）居宅介護計画の作成
（２）身体介護に関する内容
ア　食事の介護
イ　排泄の介護
ウ　衣類着脱の介護
エ　入浴の介護
オ　身体の清拭、洗髪
カ　通院等の介助
キ　その他の必要な身体の介護
（３）家事援助に関する内容
ア　調理
イ　衣類の洗濯、補修
ウ　住居等の掃除、整理整頓
エ　生活必需品の買い物
オ　関係機関との連絡
カ　その他の必要な家事
（４）前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
（２）、（３）に附帯するその他必要な介護、家事、相談、助言
（利用者から受領する費用の額等）
第７条　事業所は、障害福祉サービスを提供した際には、利用者及び障がい児の保護者（以下「支援決定障がい者等」という。）から、上島町が定める負担上限月額の範囲内において利用者負担額の支払いを受けるものとする。
２　事業所は、法定代理受領を行わない障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障がい者等から前項に掲げる利用者負担額のほか、厚生労働省が定める費用の額の支払いを受けるものとする。
３　事業所は前項の支払を受ける額のほか、第８条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点からの実費を利用者から徴収する。なお、事業者の車両を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
（１）通常の事業の実施地域を越えた地点から路程１kmあたり・・・１０円
（２）やむを得ず有料道路・有料橋梁・船舶を使用する場合においては、通常の事業の実施地域を越えた地点から起算した実費。

4　前３項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ支給決定障がい者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障がい者等の同意を得るものとする。
5　第１項から第３項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払った支給決定障がい者等に対し交付するものとする。
（通常の事業の実施地域）
第８条　通常の事業の実施地域は、上島町全域とする。
（緊急時等における対応方法）
第９条　現に指定居宅介護の提供を行っているときに利用者又は障がい児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。
2　主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
（苦情解決）
第 10 条　提供した居宅介護に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
2　提供した居宅介護に関し、法第 10 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
3　社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。
（虐待防止に関する事項）
第 11 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
（１）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
（２）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
（３）その他虐待防止のために必要な措置
2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。
（その他運営に関する重要事項）
第 12 条　事業所は、従業者の資質の向上のために研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。
（１）採用時研修　採用後３ヵ月以内
（２）継続研修　　年１回
2　職員は、その業務上知り得た利用者又は障がい児もしくは家族の秘密を保持するものとする。
3　職員であった者に、業務上知り得た利用者又は障がい児もしくは家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用関係の内容とする。
4　事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
5　事業所は、利用者又は障がい児に対する居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、

当該居宅介護を提供した日から５年間保存するものとする。

6　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人上島町社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

1　この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2　「社会福祉法人上島町社会福祉協議会　岩城居宅介護運営規程」（平成 16 年 10 月 1 日施行）は、平成 18 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附　則

この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和元年 6 月 24 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。